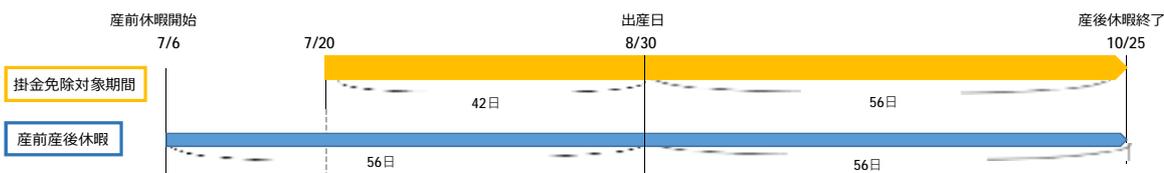


産前産後休業と掛金免除期間

申出をした場合に掛金免除の対象となる期間は、特別休暇の産前産後休業を取得した期間のうち、出産日以前**42日**（6週間）から出産日後**56日**（8週間）までの間です。
 （多胎妊娠の場合は、出産日以前**98日**（14週間）から出産日後**56日**（8週間）までの間）
 （出産日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日以前**42日**）
 よって、必ずしも産前産後休業の期間が掛金免除期間とイコールにはなりません。
 また、出産予定日と出産日が前後した際に、掛金免除対象期間が変更となる場合があります。

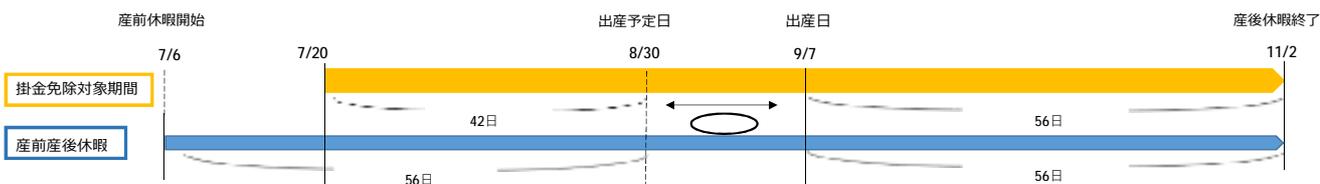
掛金免除の事例

(1) 出産予定日に出産した場合（産前産後休業取得期間：産前⇒56日、産後⇒56日）



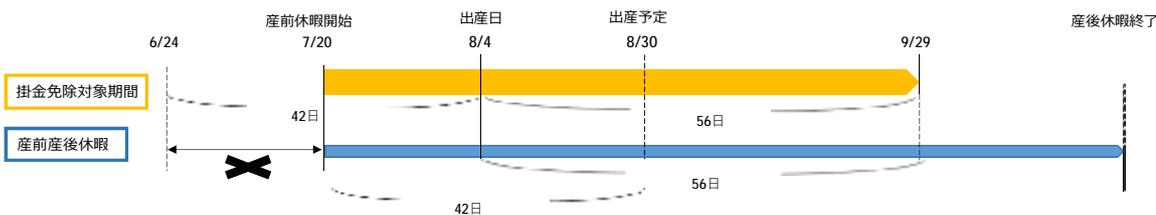
上記の例の方は、産前産後休業の期間のうち、掛金免除の対象となるのは7/20～10/25までの期間であるため、7月～9月の3か月分の掛金が免除になります。

(2) 出産予定日より遅れて出産した場合（産前産後休業取得期間：産前⇒56日、産後⇒56日）



上記の例の方は、産前産後休業の期間のうち、掛金免除の対象となるのは7/20～11/2までの期間であるため、7月～10月の4か月分の掛金が免除になります。
 また、○の期間は産前産後休業期間として認められ、免除期間になります。

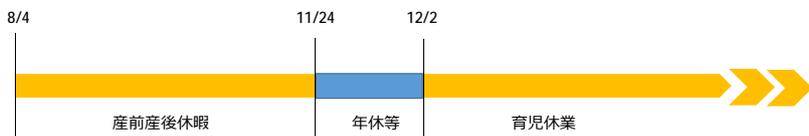
(3) 出産予定日より早く出産した場合（産前産後休業取得期間：産前⇒42日、産後⇒56日）



上記の例の方は、産前産後休業の期間のうち、掛金免除の対象となるのは、7/20～9/29までの期間であるため、7～8月の2か月分の掛金が免除になります。
 また、×の期間は掛金免除対象期間ではあるが、産前産後休業を取得していないため、免除期間にはなりません。
 産後休業の終了日については、産前が短くなった分、産後を長くすることが可能であるため、日付を埋めていません。

育児休業への移行

産前産後休業の取得終了後、育児休業を取る場合、育児休業掛金免除申請ができます。
 ただし、月末時点が育児休業期間ではないときは、その月の掛金は免除対象になりません。
 (例)



上記の場合、11月の掛金は免除対象になりません。